

京都市告示第 2 1 3号

平成 2 9年 9月 2 2日京都市告示第 3 5 2号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和 3年 7月 7日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
社会福祉法人京都福祉サービス協会に対する寄附金	京都市中京区壬生御所ノ内 町 3 9 番 5	当該法人の主たる目的である業務	平成 2 9年 1 月 1 日以後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)